主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人らは、「原判決を取り消す。控訴人と被控訴人との間の昭和二七年一一月一七日付東京都新宿区長宛婚姻届による婚姻は無効であることを確認する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上および法律上の主張ならびに証拠の提出、援用および認否は、次のとおり付加または補正するほか、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

一、 控訴代理人らは、次のとおり述べた。

(一)、本件のように、一方の当事者不知の間に相手方当事者によつて勝手に婚姻届がなされたときは、婚姻が成立しないのであり、不成立の婚姻について追認を認めることは、理論的に不可能である。

かりにそうでないとしでも、取り消しらべき婚姻の追認は民法七四五条二項および七四七条二項の認めるところであるが、無効な婚姻の追認を認める規定は存在しない。民法総則の規定は身分行為に適用されないのみならず、かりに類推適用されるとしても、民法一一九条によれば、当事者が無効な行為を追認したときに新たな行為をしたものとみなされるのであつて、遡及的追認は認められない。しかも、婚姻が届出によつてのみ効力を生ずるものである以上、無効な婚姻を追認しでも、新たな届出がされないかぎり、有効な婚姻となるものではない。

(二)、 昭和二七年一〇月三日最高裁判所第二小法廷判決(民集六巻九号七五三頁)は、無効な養子縁組の追認およびその遡及的効力を認めているが、これは、代諾権を有しない者の代諾による養子縁組という事案の特殊性に由来するものであり、身分行為一般に適用することは許されない。

(三)、 また、かりに本件婚姻が無効であり、これについて追認が認めうれるとしても、そのためには、控訴人において婚姻の効果意思を有しかつ婚姻の無効原因を認識していることを要するものであるところ、控訴人は昭和三四年までは本件婚姻届の存在を全く知らず、同年新宿区役所榎町分室より戸籍謄本の交付を受けて婚姻届の存在を知つてからも、被控訴人との婚姻の意思は全くなく、ただ婚姻の無効であることを表面化することが未成年の子女に悪影響を及ぼすことをおそれ、かつ控訴人が大学教授の職にあつた関係で世間体をとりつくろう必要があつたために、外見上さも夫婦らしく振舞つたにすぎない。

二、 証拠(省略)

∄ #

一、 その方式および趣旨により真正に成立したものと認めうれる乙第二二号 証、原審における控訴人本人尋問の結果(第一回)および弁論の全趣旨によれば、 控訴人(明治三五年一一月九日生)と被控訴人(明治四五年四月二二日生)とは昭 和一二年三月一五日婚姻し、両者間に長女A(昭和一二年八月二八日生)、長男(昭和一六年一二月九日生)および二女B(昭和一九年一月一日生)が出生したが、昭和二四年一一月一七日協議離婚をしていることが認められる。

次に、検甲第一号証および原審における控訴人本人尋問の結果(第一回)によれば、昭和二七年一一月一七日東京都新宿区長にあてて控訴人と被控訴人との婚姻届出がなされ、被控訴人が同日肩書本籍の控訴人の戸籍に入籍したことが認めうれる。

三、 ところで、被控訴人は、右婚姻が控訴人の意思に基づかない届出によつて 成立したから無効であるとしても、その後控訴人の追認によつて有効となつたと主 張するから、この点について判断する。

〈要旨〉婚姻の届出がほしいままに当事者の一方もしくは第三者によつてなされ、当事者間に婚姻の意思も夫婦と〈/要旨〉しての実質的生活関係も存在していない場合には、右婚姻を不成立もしくは無効をもつて論ずべきことは明らかであるが、当事者の一方が相手方不知の間にほしいままに婚姻届をした場合であつても、その当時当事者間に夫婦としての実質的生活関係が存在しており、相手方において右婚姻届を了知した後もなお右届出の効力を争うことなく、右生活関係を継続している等の事情があるときは、右届出が無効であつたとしても、相手方においてこれを追認するにいたつたものというべく、右追認によつて婚姻はその届出の当初に遡つて効力を生ずるものと解するのが相当である。

 い部分を除く。) ならびに弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

- (一) 被控訴人は、控訴人の母Iとの折合がよくなかつたことおよび控訴人が余りに身勝手で被控訴人に対する理解に乏しかつたところがら、控訴人との婚姻生活に対する希望を失ない、昭和二四年八月五日頃、長女Aおよび長男Jを残し、二女Bのみを伴つて浜松市内居住の姉H方に身を寄せたが、その後被控訴人からの申し入れによつて、同年——月一七日前記のように両者の協議離婚届がなされた。
- (二) 被控訴人が右のように浜松へ去つてからは、控訴人の母 I が A および J の養育にあたつていたところ、昭和二五年一月一一日 I が急死したが、当時控訴人は片道二時間余を要する横須賀市内の関東学院大学に通勤しており、右二子の監護養育も思うにまかせなかつたため、控訴人の姉の夫 G および控訴人の親戚筋にあたる K らが見かねて、控訴人に対して被控訴人を復縁させるよう提案し、控訴人も当初はこれに反対したものの、子女の養育のためやむをえないものと考えるに至つた、意地をはつて、家政婦代りということで、これを承諾し、ここに被控訴人は昭和二五年一月下旬頃から東京都中野区 a 町 b 番地(現在被控訴人の肩書住所のとおり町名地番が変更されている。)の控訴人方において、控訴人と同居するようになった。
- (三) このようにして、控訴人と被控訴人とは再び三人の子女とともに同居生活を開始し、控訴人において被控訴人および子女の生活費教育費等の経費を負担し、被控訴人において生計の切り盛りをして、子女の養育にあたり、また、右同居の当初控訴人が淋疾に罹患していたためか途絶えていた性交渉も一、二か月後には復活しており、控訴人および被控訴人とも子女にはもちろん近隣の者に対しても右協議離婚の事実を知らせていなかつたこともあつて、右同居後も、親族の一部を除き、子女も近隣の者も、控訴人と被控訴人とが夫婦であることについて疑いを抱くものは殆んどなかつた。
- (四) ところで、控訴人は、前記のように身勝手な性格であるうえ、異性関係も多く、被控訴人と同居してからも異性関係が絶えず、外泊することがあつたが、昭和二九年九月頃までは、前記中野区内の住居を生活の本拠としており、時には子女を伴つて被控訴人と共に百貨店に買物に行くなどして、家に在つてはつとめて家族としての団樂の日を送つていた。 しかし、控訴人は、昭和二九年九月頃から他に間借りし、女を囲うなどして、次

しかし、控訴人は、昭和二九年九月頃から他に間借りし、女を囲うなどして、次第に外泊することが増えたが、それでも、月の半ばは被控訴人の許に帰つて共同生活を続けており、子女の学校関係の用件も主として控訴人が携わつていた。しかしながら、右のような控訴人の生活態度が子女に悪影響を及ぼさない筈はなく、子女の心は次第に控訴人を離れ、控訴人と被控訴人との融和も次第に失なわれ、遂に控訴人は昭和三五年九月頃前記中野区内の住居から寝具類を他に搬出して、被控訴人と別居の状態になるにいたつたが、被控訴人や子女に対する生活費の交付、郵便物の受取その他の所用もあつて、時々中野の被控訴人方に戻つていた。

(五) その間前記のように、昭和二七年一一月一七日被控訴人の手によつて婚

(六) しかるに、控訴人は、昭和三九年七月にいたつて、被控訴人に対しであらかじめなんらの交渉をすることもなく、突如として東京家庭裁判所に対して右婚姻につき婚姻無効の調停申立をし、これが不調となるや、本訴提起に及んだものである。

一以上の事実が認めうれ、原審証人Gの証言ならびに原審および当審における控訴 人および被控訴人各本人尋問の結果中、右認定にそわない部分はいずれもこれを措 信しがたい。殊に、控訴人は原審および当審における本人尋問において、「昭和二九年三月頃長男」の慶応中等部入学の手続をするに際し戸籍謄本を取寄せたが、内容を見ずに学校に提出した」と供述しているが、当時迄控訴人は、戸籍上被控訴と離婚したままになつていると思つていたことは、前記の通りであるいると思っていたことは、前記の通りであるのであるの提出によりその事実が学校側に知れ、長男が欠損家庭の子弟として扱われてある。と特たない筈がなく、その場合実際には控訴人は被控訴人や長男と同居してあるので、その点のつじつまをどう合わせるかについても関心を持つのがあるののようなというべきであって、控訴人の前記供述は到底措信できるいるより、ころ当然というべきであって、控訴人の前記供述は到底措信できない。また、乙第二六号証の記載が控訴人の筆蹟であることは、当審における控訴人をいずれの供述もたやすく措信できず、従ってその意味を適確に把握できないずれの供述もたやすく措信できず、従ってその意味を適確に把握できないで、右の証拠によっては前認定を動かすに足りない。

そして、前認定事実によれば、控訴人と被控訴人とはさきに婚姻関係にあつたことがあり、右婚姻届出の当時嘗て法律上の夫婦として儲けた両者間の子女とともに夫婦親子としての共同生活を営んでいたものであり、控訴人が右婚姻届出の事実を知つた昭和二九年三月以後もその生活を続け、その後女性関係のため外泊が多くなつたにせよ、被控訴人との共同生活を絶つていたわけではなく、その後被控訴人と別居するにいたつてからも、約四年の間右婚姻届の効力を争ら態度に出なかつたものであつて、このような事情のもとにおいては、控訴人は右婚姻届出を追認したものというべく、右婚姻はその届出のあつた時に遡つてその効力を生じたものと解するのが相当である。

なお、本件においては、控訴人と被控訴人とが婚姻の挙式をしたり、親族、友人や近隣の者に婚姻の挨拶や報告をした事実を認める資料はないが、右両名の年齢、さきに婚姻関係にあり、その後離婚したことを両名間の子女をはじめ大部分の親族、友人、知人に秘していた事実などを考慮すれば、挙式等の事実がないことは右認定の妨げとなるものではない。

控訴人は、昭和三四年右婚姻届の存在を知つてからも、被控訴人と婚姻する意思は全くなく、ただ子女への影響を考慮し、世間態をとりつくろうために、夫婦らしく振舞つたにすぎないから、右婚姻を追認したことにはならないと主張するが、前記認定のとおり、右婚姻届の当時はもちろん、控訴人が右婚姻届の存在を知つた昭和二九年三月当時においても、いまだ被控訴人との間の共同生活関係が失なわれておらず、かつ、婚姻届の存在を知つた後約一〇年も右婚姻の効力を争ら態度に出でなかつた事実に照らせば、右主張は到底これを採用するに足りない。

四、 よつて、本件婚姻の無効確認を求める控訴人の本訴請求は、理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同趣旨に出た原判決は正当であつて、本件控訴は理由がないから、民訴法三八四条に従つて、これを棄却することとし、控訴費用の負担につき、同法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 室伏壮一郎 裁判官 園部秀信 裁判官 森綱郎)